

平成30年度

「いじめ防止対策の取り組み」について

新宿区立四谷小学校

I. 新宿区いじめ防止等のための基本方針

基本方針

平成26年3月5日 25新教指指第672号決定

新宿区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という。）及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「新宿区いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定めます。

1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決します。

2 組織等の設置

教育委員会は、各学校のいじめ、不登校その他問題行動（以下、「いじめ等」という。）の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援し、幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒」という。）の健全育成を図るため、必要な組織を設置して対策を推進します。

● 子ども学校サポート部会の設置

新宿区は、平成17年から、子ども家庭関係組織を「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」に再編成し、関係機関等との連携により、児童虐待やいじめ等の問題に対応してきました。

同ネットワークは、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者支援地域協議会として位置付けられてきました。推進法の施行に伴い、同ネットワークの「代表者会議」を推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の機能を有するものとして、また「子ども学校サポート部会」を推進法第14条第3項の組織として位置付け、これまで以上にいじめ防止対策を推進します。

● 学校問題支援室の設置

各学校におけるいじめ等への対応が効果的に行われるよう、学校の対策への指導・助言、サポートチーム会議のコーディネート、関係機関等との連絡調整を行う組織として、「学校問題支援室」を設置します。

【主な支援内容】

- ・ 各学校のいじめ防止等の取組み及びサポートチーム会議への具体的な指導・助言
- ・ 児童・生徒、保護者等からの相談への対応及び学校との調整
- ・ いじめや不登校、その他問題行動の調査・分析
- ・ 個別の案件へのフォローアップ

等

【構成員】

- ・ 統括指導主事及び指導主事
- ・ 学校問題サポート専門員（非常勤職員）
- ・ スクールソーシャルワーカー（非常勤職員）

● 学校問題等調査委員会の設置

いじめにより児童・生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態に対処するため、「学校問題等調査委員会」を設置します。

【主な活動内容】	
・ 重大事態発生時に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査	
・ 当該重大事態と同種の事態の発生の防止	等
【構成員】	
・ 教育委員会	・ 弁護士
・ 学識経験者	・ 臨床心理士等の心理の専門家
	等

3 未然防止に向けた取組み

教育委員会は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止に取り組みます。

● 人権教育の充実

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進委員会で取り組むべき課題や指導の在り方を協議するとともに、人権尊重教育推進校を指定し研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。

● 体験活動の充実

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における体験活動等を支援します。

● 情報モラル教育の推進

インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめに学校が対応していくため、小中学校が情報モラル教育を推進できるよう、専門家を活用して授業を支援します。

【教育委員会による支援の内容（例）】	
・ 小学校：情報関係専門企業による教員研修及び第5学年対象の出前授業	
・ 中学校：情報関係専門団体による第1学年対象の出前講座	
・ 小・中共通：①情報モラル教育授業支援資料	
②家庭への啓発資料「子どもにケータイ・スマホを持たせる前に」提供	
③情報モラル教育実践事例リーフレット配布（情報教育推進委員会作成）	
・ 情報モラル教育授業事例（小・中学校）	
・ 情報モラル教育年間指導計画モデル例	等

● 児童会・生徒会活動の充実

いじめの防止には、児童・生徒自らの主体的な取組みが大切です。生徒会役員交流会においていじめをテーマの一つに設定するなど、各学校の児童会・生徒会活動を支援します。

- 保護者・地域住民との連携の促進

いじめの防止は、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関等が連携していくことで効果的に進めることができます。学校、家庭、地域、関係機関等との連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の開催等を支援します。

【道徳授業地区公開講座、セーフティ教室の支援】

道徳授業地区公開講座やセーフティ教室は、児童・生徒の健全育成に向けての取組みの活性化及び充実を図ることをねらいにしています。教育委員会では、各校の道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の活動が充実するよう各校への助言を行うとともに、講師招聘等のための予算を確保し、各校に配当します。

【いじめ防止対策関連資料の作成】

教育委員会では、学校・家庭・地域住民のいじめ防止等に関する理解が進むよう、必要な資料を作成し、各学校に提供していきます。

4 早期発見に向けた取組み

教育委員会は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組みを支援するとともに、児童・生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

- ふれあい月間

小中・特別支援学校において、児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

この取組みが充実し、いじめが早期に発見され、早期解決につながるよう、各学校への調査及び指導の支援を行うとともに、保護者や区民へ情報を提供します。

【ふれあい月間における各校の取組み例】

ふれあい月間の趣旨等の周知、相談機関の紹介、いじめ防止等に向けた校長講話、アンケート等による調査及び分析、当該児童・生徒への詳細な聞き取り、対応 等

- スクールカウンセラーの派遣

いじめ等に関する児童・生徒及び保護者の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全ての小中学校に派遣します。

- 新宿子どもほっとライン

目に見えるいじめだけでなく、隠れたいじめを発見し早期対応につなげるため、専用電話「新宿子どもほっとライン」で、児童・生徒及び保護者から広く相談を受付けます。

- 教育相談室

いじめ等の早期発見及び早期対応に向け、区立教育センターの面接相談及び電話相談の窓口で、児童・生徒及び保護者からの相談を受けるとともに、関係機関等との調整を図ります。

● 相談機関等の周知

児童・生徒及び保護者がいじめ等の相談機関を身近に感じられるよう、年度当初、ふれあい月間等、定期的に相談窓口の周知を行います。

【相談窓口】	
・ 相談専用電話「新宿子どもほっとライン」	☎5331-0099
【平日】午後5時～午後10時	【土・日・祝日】正午～午後10時
・ 教育相談室 電話相談	☎3232-2711
【平日】午前9時～午後5時	
・ 教育相談室 面接相談	受付 ☎3232-3071
【平日】午前9時～午後6時（受付は午後5時30分まで）	
・ 学校問題支援室	☎5273-4125
【平日】午前9時～午後5時	

5 解決に向けた取組み

教育委員会は、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が的確に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によって解決します。

● 学校問題支援室による支援

いじめは原因が多岐にわたるため、継続的なケアが欠かせません。学校問題支援室では、各学校におけるいじめの状況の調査及び分析を行い、いじめの防止等のための取組みが充実するよう支援します。

また、スクールソーシャルワーカーが適宜学校や家庭を訪問して、状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

● 関係機関等との連携

いじめの解決には、学校、家庭、地域、関係機関等の連携が欠かせません。「子ども学校サポート部会」及び「学校問題等調査委員会」において、いじめ等に係る情報や課題を共有し、解決策について検討します。

また、必要に応じて警察等との連携を図り、解決にあたります。

● 出席停止等の措置

重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、いじめを行った児童・生徒に対する出席停止の措置や、いじめを受けた児童・生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

● 教職員研修会の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。教職員が適切に対応できるよう研修の充実を図ります。

【対象となる研修会】
校長研修、副校長研修、生活指導主任研修、保健主任研修、若手教員育成研修、10年経験者研修、教育相談研修、情報モラル研修
等

6 重大事態への対応

いじめにより児童・生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。

しかし、万一重大事態が発生した場合には、教育委員会はいじめを受けた児童・生徒とその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて取り組めます。

● 学校問題等調査委員会による調査

重大事態が発生した場合、学校問題等調査委員会が真相究明に向けて調査し、調査結果をいじめを受けた児童・生徒の保護者及び新宿区長に報告します。

● 児童・生徒の心のケア

重大事態発生時には、いじめを受けた児童・生徒やその家庭に対する心のケアを最優先し、関係機関等と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施します。

7 取組みの評価・改善

教育委員会は、各学校のいじめ防止等の取組みが適切に行われるように支援するとともに、教育委員会自らのいじめ防止等の取組みを定期的に評価・改善します。

● 「いじめ防止プログラム」の提供

各学校におけるいじめ防止等の取組みが確実に行われるよう、参考資料として「いじめ防止プログラム」を作成し、各学校に提供します。

「いじめ防止プログラム」には、いじめ理解のための資料に加え、各学校の取組みの参考となる、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な内容を示すとともに、児童・生徒アンケート、校内研修、保護者会等で活用できる資料を掲載します。

● 学校評価における共通項目の設定

いじめ防止等の取組みが的確に評価され、充実・改善されるよう、各学校の実施する学校評価に共通の項目を設定します。

● 第三者評価及び教育委員会訪問

各学校のいじめ防止等の取組みを進める上で、学校運営の改善が図られるよう、第三者評価委員による外部評価や教育委員会による学校訪問を活用し、校長等への指導・助言を行います。

● 地域協働学校運営協議会の活用

いじめ等を解決していくためには、学校の取組みだけではなく、保護者や地域住民が協力していくことが大切です。学校の課題を共有し、地域と共に解決策を考えて実施するため、保護者や地域住民が学校運営に参画する地域協働学校運営協議会を活用していきます。

● 教育委員会の取組みの評価・改善

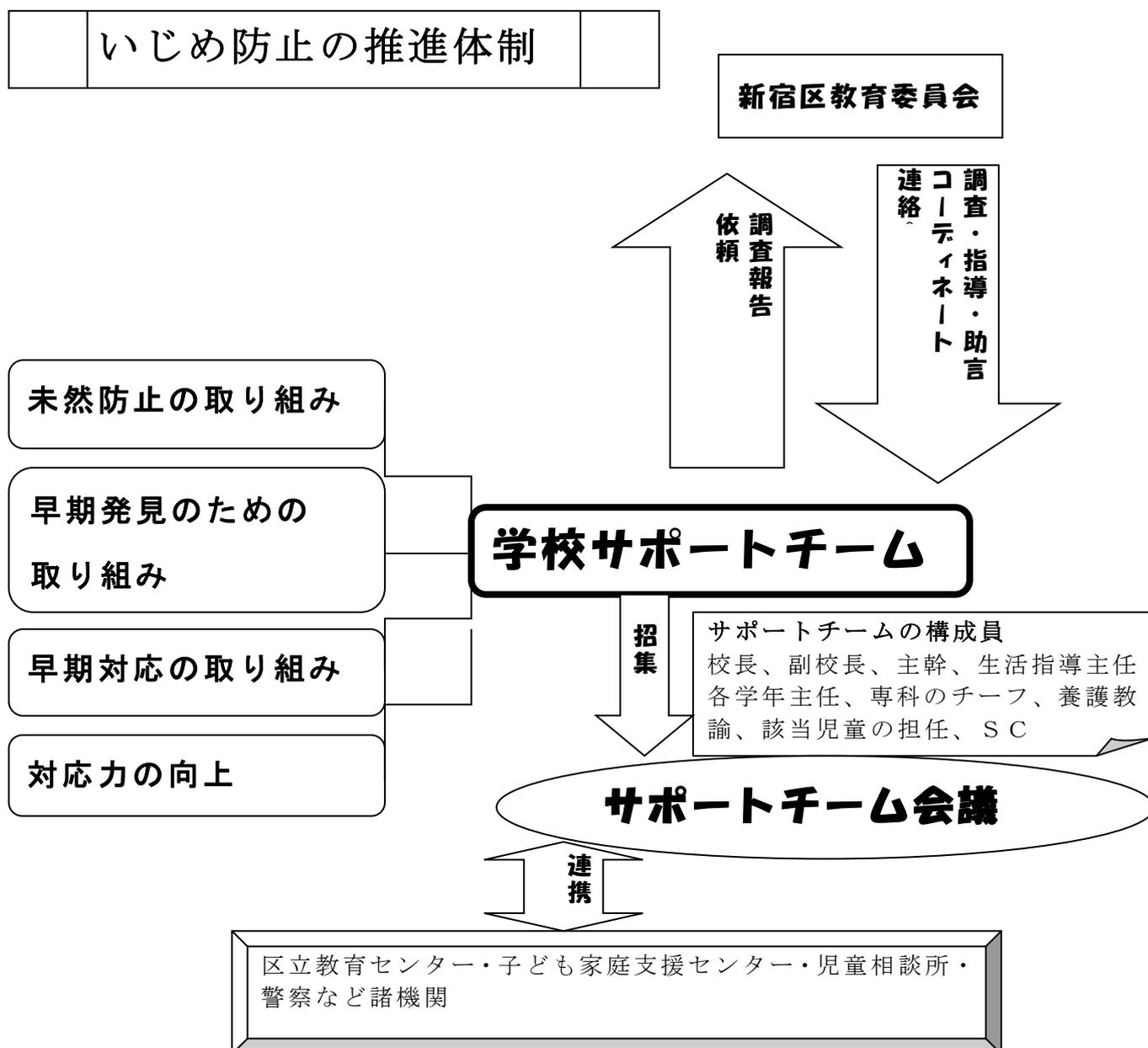
教育委員会は、毎年度、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ等についての防止対策の課題や課題解決に向けた取組みについて協議し、基本方針や学校に提供する「いじめ防止プログラム」などを改善していきます。

Ⅱ.本校でのいじめ防止のための基本方針

1. 基本理念

- 全教職員が「いじめ」は絶対に許されない行為であることを認識し、防止及び早期発見に努め、指導にあたる。
- 子どもの生命及び心身の保護が第一に優先されることであるという認識のもと、いじめを受けた子どもに寄り添い、学校、家庭、地域、関係機関と連携し解決に努力する。

2. 組織等の設置



3. 未然防止に向けた取り組み

◆は本校での具体的な取り組み

○人権教育の充実→人権教育の全体計画や年間指導計画をもとに計画的かつ系統的な指導や支援を行う。

◆教員の人権意識を高めるための研修会を行う。

◆全校児童に向けて、「人権」を尊ぶ内容の校長講話を行う。

○道徳教育・法教育の充実→道徳教育の全体計画や年間指導計画に基づいて計画的かつ系統的な指導や支援を行う。また、外部団体との連携を図り、法教育の充実を目指す。

◆道徳授業地区公開講座を開催する。

◆四谷弁護士会との連携授業を行う。

○体験活動の充実→体験活動や交流活動を積極的に取り入れ行うことで子供たちが人とかかわることの喜びや自己有用感を得られるような場を設定する。

◆各学年で、総合的な学習の時間及び生活科の授業を中心に地域の団体や人材を活かした活動を取り入れる。

◆四谷こども園と各学年との交流活動を行う。

○情報モラル教育の充実→情報モラル、特にインターネットや携帯電話、スマートフォンの使用に際しての危険や注意点について喚起していく。

◆セーフティ教室や保護者会で情報媒体の使用の危険や注意点などを喚起する。

◆情報教育活動の中で、インターネットを使用する際の情報モラルについて指導する。

○児童による主体的な活動の支援→児童会活動を通して、子ども達が自分たちの課題をとらえ、「いじめ防止」の取り組みが展開できるよう場や機会を提供していく。

◆全校児童による「あいさつ運動」（年3回、学年ごとに交替で）の実施。

◆代表委員会の呼びかけによる自発的な「あいさつ運動」の実施。

◆たてわり班活動の充実を目指す。

○保護者・地域との連携の促進→地域協働学校であることを活かし、地域の方々に積極的に授業に参加して頂く環境を作るとともに、学校説明会や保護者会を通じて保護者や地域の方々に「いじめ」についての理解を深めてもらえるよう努力する。

◆地域協働学校運営協議会で「いじめ防止」についての意見交換を行う。

4. 早期発見に向けた取り組み

○ふれあい月間での取り組み（6月、11月、2月）

年間に3回のふれあい月間において、人権教育や心の教育等を推進し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるアンケートを実施する。

◆「いじめ」や「教員の指導」についてのアンケート実施

<流れ>

①保護者への周知

↓

②児童に対して5月下旬または6月上旬に全校に向けて校長よりふれあい月間についての講話を行う。

↓

③アンケートの実施及びその結果を踏まえて個人面談を行う。

↓

④分析と対応（全教職員）

↓

⑤調査結果を新宿区教育委員会に報告（生活指導主任）

◆アンケートの実施（各学年で担任とは違う教員が実施）→集計（各担任）→気になる児童について副校長及び生活指導主任、学年主任に報告（担任）→個人面談（担任または副担任）を行った結果を管理職、生活指導主任、学年主任に報告

*アンケート実施により、「いじめ」が把握できた場合、以下の対応をとる。

- ・管理職、学年主任、生活指導主任への報告（「いじめサポートチーム」への報告）
- ・教職員間での情報の共有と解決にむけた対応策の検討（サポート会議の招集）
- ・関係児童への聞き取り
- ・関係児童への面談及び指導
- ・関係児童の保護者への連絡及び相談
- ・関係諸機関との連携（必要な場合）
- ・教育委員会への報告（管理職）

*アンケート実施により、「教員の不適切な指導」が把握できた場合、以下の対応をとる。

- ・当該児童及び周囲の児童への聞き取り
- ・当該教員への聞き取り、及び指導
- ・当該児童及び保護者への連絡と相談
- ・当該児童への家庭訪問と謝罪（管理職）
- ・校内教職員への報告及び再発防止にむけた研修
- ・教育委員会への報告（管理職）

○教育相談体制の充実

いじめ等の早期発見につなげるため、教育相談室におけるスクールカウンセラーへの相談体制を整える。

◆区カウンセラー来校日（週二日）、都カウンセラー来校日（週一日）には教育相談室での相談を受け付ける。また、これらのことを児童や保護者に周知する。

◆相談のあった事柄については、各当該児童の担任や各学年主任と情報を密に共有するよう心がける。

○教育相談機関の周知

児童や保護者に対し、区及び都の教育相談機関についての周知を行う。

5. 解決に向けた取り組みのポイント

○迅速に対応する。

○組織的に対応する。

◆いじめサポートチームへの報告とサポート会議の招集

○児童に親身に寄り添う

◆加害者を特定することをゴールとしない。

◆事実確認は慎重に行う。

◆いじめが起きた集団への指導を行う。

○保護者との連携及び支援や助言を行う

○関係諸機関との連携を図る。

*いじめと疑われるケースについては、管理職から新宿区教育委員会へ報告を行い、「学校問題支援室」に相談の上早期解決を図るが、やむを得ない場合は、いじめた児童の出席停止の措置を検討する。

6. 重大事態への対応

○万一、重大事態が発生した場合に（可能性が予想される場合も含む）は速やかに管理職に報告し、管理職より新宿区教育委員会に報告し、連絡して対応にあたる。

- ・教育委員会との連携。
- ・情報の管理に注意する。

7. 取り組みの評価・改善

○取り組みの評価と改善を行う。

- ◆年度末の校内教職員及び保護者からの学校評価の項目に「いじめ」に対する取り組みについての評価項目を入れ、その結果を分析し、次年度の取り組みの改善につなげる。

以上